

労働保険・年度更新と社保・算定基礎届の時期です。調査を見越した確認と準備にご協力を!  
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳売払簿への記入をお忘れなく。



「建設業許可の第一の要件=経管者の加重年数が7年から6年に短縮された…確かに去年の10月頃だったと思うが…」との情報が県から入りました。

調べてみると昨年6月に国交省の建設業課長から各地方

整備局等へ「経管者の大臣認定要件の明確化について」との通知がでています。要約すると…一年前に閣議決定された“規制改革実施計画”を受けて、経管者の経験年数を短縮する事に…特に

①許可を受けようとする建設業(ex.土木)以外の建設業(ex.とび土工)に関する6年以上の経営経験②許可を受けようとする建設業に関し経管者に準ずる地位(法人なら役員に次ぐ部長等Ⓐ、個人なら事業主に次

ぐ専従者等Ⓑ)で6年以上の経営補佐経験でOKとなった

のが注目されます。Ⓑの場合、昔は個人事業主が死亡した時に事業を承継する遺族の救済方法として例外的に認めていた措置だけに随分適用される範囲が緩和された事になります。



「電子証明書って何だろう?」「どんなメリットがあるの?」とのキャッチフレーズで目を引くパンフレットが法務局に置いてあります。当方からの郵便物に同封してお送りした物をご覧になった方もあると思いますが、読みは読む程「?」が増えます。

①法務局(登記所)では、会社・法人の代表者に関する電子証明書を発行しており②登記・供託オンライン申請、e-Tax(国税) e-ITax(地方税)、社保・労保関係手続き、特許のインターネット申請など各種の申請・届出システムに使え③申請の為の

交通費が節約でき、安くなったりする…と書かれています。でも①は印鑑証明書の事で②に挙げる国や自治体への手続きは専門家に頼むケースが多く利用頻度が低い③印証450円が390円と

60円安いだけで電子証明書の有効期間は最長27か月(発

行手数料16,900円=月額626円必要)、その間に商号や本店・代表者等が変わると無効になり手数料は返金しない…となるで現代版「武士の商法」…!?



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。

\*当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。  
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379